

<学会賞・奨励賞選考委員会の構成に関する細則>

1. 学会賞・奨励賞に関する規程 6 により、選考委員会の構成および選考方法について定める。
2. 選考委員会は、理事会の運営に関する規程 7 の特別委員会とし、理事会で決定する。
3. (1)選考委員会の構成員は 5 名以内とする。
(2)選考委員会は、受賞候補者を理事会に推薦する。